

令和5年度第2回静岡県発達障害者支援地域協議会

日時：令和6年3月18日（月）午前10時～11時40分

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回静岡県発達障害者支援地域協議会を開会いたします。津田委員が電車の関係で少し遅れるとの連絡がありました。よろしくお願いいたします。

それでは、協議会の開催にあたりまして、県障害者支援局長の石田からご挨拶申し上げます。

（石田障害者支援局長）

皆さんこんにちは。障害者支援局長の石田です。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。また皆様には日頃より医療、保健、福祉、教育、労働、司法などそれぞれのお立場において、本県の障害保健福祉行政施策にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。重ねて申し上げます。元旦に発生しましたの能登半島地震から2ヶ月半ほど経ちますけれども、犠牲になられた皆様には追悼の意を表したいと思っております。この地震で大きな被害を受けた方の中には、障害特性から避難所とか避難できなくて被災した自宅や車中で避難生活を送られている方々が多くいると聞いております。

1日も早くの能登半島の復興が行われることを願いますとともに、本県の防災対策について改めて関係者の皆様と連携して取り組んでいかなければならないと思っているところであります。

また、障害者支援センターであります。令和2年度から東部、中西部の2カ所体制としてとして本日もご参加していただいております。2つの民間の法人に運営を委託しております。契約期間が令和6年度までとなっております。来年度、令和7年度の契約手続きを行います。まだ本日は、会議の中で詳細等を入れておりませんが、決まり次第、皆様にお知らせをいたしますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、今年度の発達障害者支援センター事業についてご協議いただきます。本日は各センターから今年度の取組等につきまして、ご報告いただきまして、委員の皆様方よりご意見をいただき、今後の事業展開に反映をしていきたいと考えています。このほか事務局からは市町の発達障害者支援体制状況調査の結果などについてご報告をさせていただきます。限られた時間ではありますが、

皆様には様々な視点から忌憚のないご意見、ご提案等をいただきますようお願いをいたしまして、冒頭の挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

会議に入ります前に本日の協議会は県の情報公開条例に基づき公開として開催いたしますので、ご承知おきください。また、本会議の内容につきましては、議事の内容につきましては、県ホームページで公開いたしますので、併せてご了承ください。

それでは会議に移ります。ここからの議事進行は高貝会長にお願いいたします。

(高貝会長)

高貝でございます。委員の皆様のご協力を賜りながら、協議会の運営を進めてまいりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが、協議事項に入ります。まず東部発達障害者支援センター事業報告につきまして、センター長の岡田委員からご説明をお願いします。

(岡田委員)

おはようございます。東部発達障害者支援センター、センター長をしております岡田と申します。私たちのセンターにつきまして、15分ほどですので若干駆け足になるかと思いますが、ご説明をさせていただきます。資料の1をご覧ください。

まず職員体制については、実人数8名で運営しております。相談支援、発達支援、就労支援と出ておりますけれども実際のところは特に明確に分けずにそれぞれのスタッフが協力しながら対応しています。担当として資料のように2, 3, 2で行っております。

資格としては様々な資格を所持しておりますが、修士以上の者が4名とかなり専門性の高い集団になっております。来年度はもう1名修士をお持ちの方が採用の予定になっております。

これまでの運営の総括といたしましては、令和2年度から委託を受けまして、専門的な研修や他で行っていない研修を中心に多くの研修を実施してまいりました。この点に関しては、かなりの成果を感じておりまして、地域の対応力の向

上にも繋がっているのではないかと思います。

相談に関しましては、開設当初はかなり件数が多くなりましたけれども、そこから徐々に落ち着いてまいりまして、ほぼ安定した数字になってきております。センターとしての二次、三次的な役割を意識しておりますので、相談件数をどんどん増やすというよりは今の役割をきちんと担っていけるように努力したいと思っております。

今年度は高齢期の発達障害についての調査や災害に関するシンポジウムなども行うことができました。今後も、より地域のニーズ、あるいは施策に繋がるような調査や発信をしていけるとよいと思っております。

センターの運営自体は安定してまいりました。ただ人間的に開設当初のスタッフが2名退職いたしまして入れ替えも若干ありますので、専門性を維持するというのが重要な課題になっております。

次年度以降に関しては今申し上げた通りですけれども、基本的なところは維持しながらさらにその質の向上を図っていく、そして地域の体制作り、システム構築に関して、より努力をしてまいりたいと思っております。

3ページの5のところですね。各種研修、普及啓発等というところですが、一つ目の災害時の知的障害発達障害のある人への支援に必要なことということで、シンポジウム、講演を企画いたしました。これはオンラインで行いましたが、168名の参加をいただきました。県庁の方からも参加をいただきありがとうございました。

様々な対策が講じられておりますけれども、なお課題が残っておりまして、それらについて皆さんで共有できたのではないかと思います。これを冊子にして県の方にもまたお渡ししたいと思っております。

自閉症支援者養成講座につきましては、知的障害を伴うタイプと伴わないタイプを両方行うことができました。知的障害を伴うタイプの研修に関しましては強度行動障害に相当するような方を想定して研修を行っております。そしてその発展として、実際に施設入所中の方に来ていただきまして、皆さんでアセスメントするという研修も行うことができました。障害支援区分6の方にご協力いただきました。

それから、自立準備セミナーとして、発達障害のある高校生、専門学校生の保護者を主な対象としてオンラインで研修を行いました。

相談の中で、通常の福祉やその他のサービスに繋がっていない方がたくさんおられて、一般の高校、専門学校に行っていますと、情報が乏しいものですから

保護者からのニーズであったということです。来年度はこのセミナー形式のものをさらに発展させてオンラインのコンテンツとしてアクセスできるように準備したいと思っております。

少し飛ばしまして関係機関との連携のところに行きます。簡単に説明しますが、医療関係では県民向けの医療機関検索サイトを事業費で運営しております。これは県の調査をもとに、検索できるサイトをこちらで運営しているものです。医療機関からのご案内、ご依頼は、若干増えたような印象があります。

保健福祉関係では、保健師対象の研修を2回行いました。また、重度の知的障害に行動障害を伴う自閉症の人に関する相談が若干増えた印象がございます。次年度以降は強度行動障害に関する調査等の検討を進めていきたいと思っております。こちらの方には委員の皆様のご協力もいただけたらと考えております。

教育関係では様々な研修に関しまして、県の教育委員会を通じたルートを広報に使わせていただくことができまして、非常に効果的に実施ができました。教員向けの研修では多数の方にご参加いただきまして感謝をしております。

通信制高校、サポート校に関する研修や実態調査についても今後考えていきたいと思っております。

就労関係については、今年度新しくスタッフが入りましてこちらの関係の研修が非常に充実したところであります。関係機関との連携は以前からだいぶ進みましたので、今後もさらなる発展を目指していきたいと考えております。具体的には次年度前半に、就労支援機関向けのアセスメントに関する研修を2本企画しております。

当事者団体関係では意見交換会や療育相談会を行ってまいりました。当事者の意見を事業や研修に反映させることを検討したいと思っておりますが、当事者を代表する方がどなたかということなど、なかなか難しい問題もございますので、まずは私どものところにいらしている当事者の方からご意見を聴取しながら運営に反映させていきたいと考えております。

市町との関係に関しては、行政からの依頼で医師が出張で面接して、生活保護等への意見の述べるというような機会が何度かございました。50代ぐらいの方で福祉に繋がっていない未診断の方がいらっしまして、そういう方に対してどのように対処していくかということ、行政のあり方を一緒に考え、理解を深めることができました。

施策検討や体制構築の具体的な動きはあまりできませんでしたので、今後この辺りも力を入れていきたいと思っております。

続きまして7ページで、新規相談の上のところになります。これは今年度の12月までの間で新たに相談があった件数が合計で397件ございます。19歳以上が67.3%です。7割弱が19歳以上になっております。

9ページ、相談受付段階での診断名に関しましては自閉スペクトラム症の方が多くなっております。これは診断のある方の中での割合でいうと72%になります。不明、未診断の方の中にも自閉スペクトラム症が疑われる方が大多数であるということが言えると思います。

10ページをご覧ください。

こちらには、相談を受けた市町の件数が出ております。沼津市に私達のセンターがございますので、沼津、三島、富士、裾野あたりが多くなっております。賀茂地域には出張相談会で行くことがありますので、数が若干ございますけれども、やはり遠方であるということと、人口の問題もありまして、全体の数としては少なくなっております。

11ページからは、新規ではなくて以前からの継続も含めた実支援人数と延べ支援回数が出ております。ミスプリントがございまして、令和4年度12月までとなっておりますが、これは令和5年度の間違いであります。

実支援人数は450人で、延べ支援件数の合計は1,522件です。(4)では、診断と心理判定があります。原則は診断や心理検査を行わないとしていますが、何らかの事情で他の医療機関で対応が難しいケースに関しまして例外的に私達の判断でさせていただいているということになります。

続きまして12ページ、人材育成事業からです。研修に力を入れているということもありまして、項目としては非常に多いのですけれども、概要だけご説明いたします。

コンサルテーション事業は、施設などに定期的に訪問をしてそこで研修や一緒に対応を考えていくというような事業であります。

主催、共催研修については、センター運営の事業費とは別に静岡県の委託を受けているものもございます。

自閉症支援講座こちらの方では、自閉症、発達障害に関する様々な研修をいくつかの枠組みで組み立てて提供をしているところです。この中に今年度は、先ほど申し上げました学校の先生向けのLDの研修も組み込むことができまして200名を超える先生方がほぼプライベートでのご参加だと思っておりますが、熱心に聴講されておりました。その他、専門的な支援に関するものもプログラムとしては多数実施することができたと思っております。

トレーニングセミナーとある 14 ページのところ、これは今年度はアセスメントに関する研修を、重度の自閉症の方の支援者に対して実施をしたところです。少数精鋭で2日間に渡って行うことができました。

その他、実践報告会、かかりつけ研修の共催、講師派遣としては、様々な領域からご依頼いただきまして研修をさせていただきました。これは単に講師として出向くだけではなく、そこでいろいろな方と繋がることができましたので、連携も非常に役に立っていると考えております。

16 ページ、圏域や市町ネットワークシステム構築支援、こちらの方は、私達のセンターの連絡協議会が年2回行われております。これは東部地域の関係機関の方を中心に集まりいただき、地域の課題や現状の共有、そして私達の運営に関するご意見をいただいたということになります。

17 ページからはその他の連絡会、協議会ですが、様々な関係機関の会議にも参加させていただいております。

自立支援協議会については、市町レベルは、基本的には他のところにお任せいたしまして、圏域以上のところを中心に参加をさせていただいているところです。

教育・就労分野でも協議会等に参加をさせていただきました。

それぞれの領域でどんなことが行われているのかを私達が知ることと、課題になっていることをこちらの事業にも反映させる、そして連携を深めるために役に立ったと考えております。

その他 19 ページの下のところでは、県内のセンターの連絡会を2回行っております。県内四つのセンターがございませけれども、それぞれにどんなことをやっているかを知り合うことと研修等の調整ができることに関しては、一緒に考えているところです。

親の会との意見交換会、今年度はここに挙げられているようなところと意見交換をさせていただきました。

広報・啓発につきましては世界自閉症啓発デーに関連する様々な企画をいたしました。今年度もブルーライトアップや4月に映画祭を開催いたしますので、よろしければどうぞご覧ください。

当事者グループについてです。学齢期と成人式のグループを開催いたしました。これは相談の中でグループが適当と思われる方をお誘いしたということとあわせて、私達のスタッフの経験を積むということ、そして地域にそれを還元するという、そういう目的も含まれております。

賀茂地域への出張相談は、直接ご相談を受ける他に賀茂地域に出向いた機会に訪問するという事も含まれていますけれども、その部分は数値に上がっておりません。

調査研究として、高齢期の発達障害の支援に関する調査を行って、今結果をまとめているところで、年度内には完成する見込みです。その他厚労省の総合福祉推進事業への協力を行いました。来年度の厚生労働科学研究に協力をする予定になっております。

視察としましては、22 ページ、こども家庭庁、厚労省から視察がありました。それから長崎県の発達障害者支援センターを所管している部局になりますけれども、民営化に関して経過を聞きたいということで視察に来られました。

センターとしての専門性向上というのは、職員が受けた研修に関して取り上げております。このほかに自費で参加したものもいくつかありますけれども、このような形で専門性の向上に努めているところです。

事故はありませんでした。ヒヤリハットとしては20件ほど挙げておりました、これは細かい事務的なことも含まれますけれども、改善に努めているところであります。苦情の申し出は特にありませんでした。

以上報告です、ありがとうございました。

(高貝会長)

ありがとうございました。それでは皆様からご意見等をいただきたいと思えます。何かご意見あるいはご質問がございましたらお願いいたします。

(水口委員)

お世話になっております、三島市でございます。

本当にたくさんの事業ですね限られた人数でですね、専門性の向上からですね、市民への啓発まで幅広くいろいろと行っていただきましてありがとうございます。限られた人数ということですが、来年度1名採用するということだったのですが増員という形になるのでしょうか。

(岡田委員)

1名欠員で運営しておりましたので、それを補充するという形でございます。

(水口委員)

ありがとうございます。

4ページなのですけれど、高校生、専門学校生になると情報が乏しいとおっしゃってましたが、その通りだと思います。三島市でも中学生までは大体連携は取れているのですが、それ以降ですね、なかなか情報届かない人には届かない、自らどこか中に入って、一生懸命活動するような人には情報が入ってくるのですけれど、そうでない人は情報がいかないものですから、親の資にもよるのかなと思います。そういったところを来年度以降ですね、何か連携がとれるような仕組みというのを強化していただきたいのですが、5ページの方にですね、通信制高校、サポート校に対する研修、実態を調査していきますよということで、こういったことをですね、単位制高校等等いろいろできてますので、幅広くお願いできたらなと思います。

5ページに三島信用金庫の人材開発部への研修でしょうか、民間一企業の方にこういうことをされてることは全然知らなかったのですが、勤めたけれど、いじめとまではいかないけれど、冷たい対応されたりとか理解されなかったりとかで辞めてしまう方は多いものですから、ぜひ民間の企業にも、幅広くもっと啓発していただけたらなと思います。

こちら要望でございます。

(小野委員)

高齢の方の発達障害者の方も調査してまとめておられるということなのですが、社会全体が高齢化が進んでいきますが、発達障害の方も今後高齢化になっていかれるということなんでしょうか。

その方に対して今後どのような政策とかもあるのかをお聞きしたいなと思いますし、どんな見通しになっているかということをお聞きしたいなと思います。

(岡田委員)

高齢のことに関してです。今回の包括支援センターに調査をさせていただきました。実際課題になっているのは、どの枠組みで支援をしていくかということですね。高齢の枠でしていくのか、発達障害なのか、あるいはそれ以外なのか。未診断の方も多いものですから、この辺りをきちんと整理をしていかないといけない。そういった整理をするためには、やはりそれぞれの機関で何が行われているのかを相互に知らなければいけないということも課題としてはあるかと思

います。

またこれは偶然わかることでもありますが、ご家庭に入られたときに未診断のご家族が引きこもりとか、発達障害、知的障害の疑いで、サービスを受けていない方もいます。その後の問題がいろいろ生じますので、どう福祉に繋げるか、支援に繋げるかということも課題であると考えています。まだ具体的に何をどうするかという議論まで行っていませんけれども、調査をさせていただいたことで、今後の県の方とあるいは市町の方とも一緒に考えていきたいと思っています。

(小野委員)

ありがとうございます。

高齢の発達障害の方がこれからどれぐらいの数増えていくかということは大体調査で分かっているのですかね。発達障害の方がどれぐらいなのかそしてそれに対してどれぐらいのグループホームが必要なのかとか。そういったこともこれから考えないといけないなと思っていますけど、いかがですか。

(石田障害者支援局長)

福祉の制度的な話は先ほど岡田先生の方からお話あった通りで、年齢が65歳のところで介護保険のサービスとなるのですが、その方にとって必要な支援が福祉サイド、障害福祉のサービスであれば、年齢に関係なくその方に必要なものが提供されるという形になりますし、グループホームのところですけど特にその発達障害の手帳制度とかがないものですから正確な数が正直つかめてないのが実情です。ただ文科省で調査やったときに、大体普通学級で8%という数字がありますので、各年代もその程度はいらっしゃるのかなと思っています。

なので、ちょうど今年は障害福祉計画という形で、そのサービスの量だとか、そういったところの計画、策定しておりますけども、そういったところにも入れるような形で考えていかなければならないのかなと思っています。

(小野委員)

高齢となった発達障害の方への予算がどこから出るかという問題があって、どちらの部署も自分達から予算は出ないとお互い言わないように意識していただきたいと思います。よろしくお願いします。

(高貝会長)

他にご質問等ございませんでしょうか。お時間もありますので、次の議題に入りたいと思います。岡田委員、ご報告ありがとうございます。来年度も引き続き相談へのご対応に加えて、様々な人材養成研修の実施や関係機関との協力体制づくりを進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、中西部発達障害者支援センター事業報告につきまして、管理責任者の櫻井委員からご説明をお願いいたします。

(櫻井委員)

それでは、中西部発達障害者支援センターの取組説明についてご報告をさせていただきます。資料は24ページからになります。まず、当センターの対象圏域は中西部の96万人、市町村の数ですと13市町ということになります。

職員体制はご覧の通りとなっております。

続きまして事業実績になりますが、別紙1、29ページをご覧ください。相談支援の実績がございます。本年度の4月から12月までの期間の数字になっております。件数といたしましては、259人の方に述べ932件の支援を行っております。2番の表になりますこのうち19歳以上の成人の方は54%を占めている状況です。

また3番の障害種別ですが自閉症、アスペルガー、広汎性ASDについてはおおよそ30%程度、さらに不明・未診断が57%に上っているという状況でございます。めくっていただきまして30ページです。相談内容ですがボリュームゾーンとしましては生活のこと、家族ができることを知りたい、診断や支援を受けられる機関を知りたいという状況です。当センターにつきましては医師の配置がございませんので、医療機関情報についてアスタさんの作成されているネットワーク情報を活用させていただきながらのご紹介が主なものとなります。

6番の居住地別、こちらは新規相談のみの件数になりますが表の通りでございます。13市町を所管しているところでございますが、中西部発達障害者支援センター自体が島田市に所在しており、近隣市町さらには人口規模に応じた数でのご相談をいただいているところです。このうち遠方にあります湖西市につきましては定期的な訪問による相談支援を行っております。

続いて31ページ7番ケース連携の状況ということで、それぞれの相談の内容によって関わる機関の数字が示されております。重複してございますが児童期の発達支援はやはり教育委員会、小中学校と教育機関を中心に、さらに成人にな

つてくると相談支援事業所や職業センター等が連携機関となっております。

それでは資料の方は戻らせていただきまして 24 ページ、4 番のこれまでの運営の総括および次年度以降の方向性ということでご報告します。これまで相談ケースを通して市町や関係機関との協働を通しながら地域の支援向上に努めてきたところです。4 年目を迎える中で、アスタさんと同様になりますが相談件数は安定しつつあり、現在これまで受けたケースの類型化ということで、年齢別、障害種別、さらには親子であれば親の受容の状況によってなど、タイプ別の検証を進めているところでございます。さらに Q-SACCS という地域支援の診断評価のシートがございしますが、こちらの支援体制については管内の 13 市町全てにおいて作成をして確認を行っている状況です。また地域単位で展開されている研修や発達障害支援の居場所等に関して調査を実施しながら必要な研修実施に繋がってきております。

一方で職員体制においては先ほどのアスタさんと同様ですが、初年度からの職員が退職するなど定着が進まない状況がございまして、専門性の確保と育成が課題として捉えているところです。

来年度以降ケース相談にあたりましては地域支援機関との協働を通しながら支援力を高めていくということ、また市町の当事者ニーズを拾いながら支援体制整備に向けた協議の機会構築を図っていきたいと考えております。

また、本年度実施しております地域活動支援センターや児童発達支援事業所等の調査を踏まえながら家族支援や支援機関の居場所に関する普及発信を図っていきたいと思っております。

さらに支援体制の協議の場としては Q-SACCS を活用しながら、行政向け研修や交流の機会を深めていきたいと考えているところです。

続きまして各種研修、普及啓発についての報告です。まず今年度センターが提供した研修の一つとして、成人期の支援者研修ということで、就労継続支援 B 型事業所の職員向けの研修を提供しました。

就労支援の B 型事業所は工賃向上などの研修の機会はいくつかあるのですが、なかなかその中で利用されている方の特性理解や支援方策を知る機会、学ぶ機会がなかったり、年齢層も 18 歳から 70 代の方まで、さらには障害の特性も非常にばらつきがあるものですから発達障害の視点を入れた形で管理者を対象として研修を提供しております。動画配信と集合の 2 回の構成で 1 ヶ月以上のインターバルを設けて事業所の実践報告をしたという研修です。

続きまして高校大学連携研修です。こちらは高等学校と大学等における進路

指導の担当やサポート状況の担当の教員の方を交えながら、意見交換、接続連携の情報連絡のあり方について研修を行っております。接続支援ということで、今非常に高校、大学にもそういった対象の方が増えている中で学校の先生が知らない情報をお互い知り合うという機会の研修を設けているところです。

続きまして 26 ページになりますが、ピアサポート支援者研修を提供しております。こちらは成人期の居場所支援を展開している支援者に対する研修ということで、成人期の発達障害者の理解や地域支援の実践における対応プログラムやワーク中心の研修を提供しました。地域活動支援センターや相談支援事業所を対象に一つの居場所として地域活動支援センターのプログラムの開発ですとか、そのありようについて学ぶような機会を提供しております。このことによっていくつか居場所の選択の幅が広がればよいなと考えているところです。

普及啓発事業等につきましては世界自閉症啓発デーについて県内のプロスポーツチームとの協働による啓発イベントや金融機関窓口への啓発画像等の掲出、さらには管内の庁舎における特集コーナーの設置を行っているところです。またその他、一般広報誌やホームページにおける情報発信をしております。関係機関の連携につきましてはそれぞれのセンターが主催する、さらには各圏域の協議会等の連携の機会の場に参画をしているところです。

27 ページにはそれぞれの領域ごとの連携状況を記載させていただいております。

医療関係につきましてはケース支援において主治医や地域連携室と連携しケース対応を行っております。またケースに応じながら同行受診の支援や支援機関による受診相談等を実施しているということ、さらには当センターは医師が配置されておられませんので、県立病院機構の児童精神科医からの定期的なコンサルテーションを受けながら医療福祉連携のセンター機能を確認して行っているところでございます。

保健福祉関係におきましては、管内のモデル自治体において母子保健システム支援に参画しながら、1歳半健診からその後の支援プロセスの評価尺度等の導入を促進していくことで、体制作りをしているところでございます。また他市町の発達支援連絡会に参画しながら同様のシステム協議やケース検討を実施しています。

さらに市町の協議会にも参画しながら、相互支援体制や非常に複合的な課題が今増えておりますので、そういった重層的支援体制のモデル支援の中で参画をすることによって、発達障害のセンターとしての機関や機能の役割を整理さ

せていただいているところです。また県内の入所施設に対する事業所コンサルテーションを実施したり、個別ケースを通じた連携を確認しているところです。

教育関係について、センター管内には2つの圏域がございますが、そのうちの1つの協議会は、地域の教育委員会や特別支援教育コーディネーターと教育福祉連携の協議の場がございます。こちらの方を活用しながら Q-SACCS を通しての相互の連携を確認しております。

また、高大連携は先ほども申し上げた通りの体制や高等学校等からのコンサルテーションの依頼がございますので、その提供をしていっているところでございます。

労働関係につきましては、就業・生活支援センターとの定期的な連絡会や協議会を通しながら、またケース仕様としてはハローワークのトータルサポーターやサポートステーション、市町の就労支援センターがございますので、タイムリーかつ緊密な連携を図ることが今年度は実施しております。

当事者団体の関係、28 ページに移りますが、それぞれの協会さんとの定期的な意見交換を実施し、ニーズの把握や相互の役割についての理解を図っていくこと、さらには自閉症啓発デーのイベントにつきましても、自閉症協会さんと連携させていただいて一緒に啓発活動並びにゲームの試合観戦を実施させていただいております。

最後の市町との連携につきましてはそれぞれの地域関係の参画ということで先ほども申し上げさせていただきました。3つ目のポツになりますが中東遠圏域の協議会に参画しながら、市町単位での関係各課が集まりまして、Q-SACCS のワークを実施しております。当センターは広域のセンターでございますので広域の協議会の場で、それぞれの市町がそれぞれの良い取り組みを知り合う、学びあうことで効果が生まれているかなと感じているところでございます。

以上、今年度の連携状況の取り組みでした。

最後に 32 ページをご覧ください。当センターがセンター運営事業とは別に家族等支援事業を受託しているので報告をさせていただきます。

33 ページからが具体的な紹介になりますが、家族等支援事業関連ということで、当センターではペアレントメンターの養成と派遣、さらにはピアサポート支援者養成研修実施の、3本柱として行っているところでございます。行政機関に対し対象機関や派遣の把握やニーズ調査を行っております。その中で 34 ページ、ペアレントメンター事業関係ですが、本年度4人の養成をしております。令和3年度から始まって3年目を迎えたこの事業ですが、県内では13人の方がふじの

くに発達ペアレントメンターとしての認定証を交付している状況です。一方で課題としましては、市町にペアレントメンターの派遣先、要請はしたけども、派遣の受け皿になる保護者相談会等の受け皿がないという課題や、市町の家族支援事業が活性化されていない点で、障害福祉計画にも目標値として項目ある中で、市町がその事業の理解や活用の意義というものがなかなか落ちていないということ、そのことによって候補者を把握していないという、事業についての課題が非常に浮き彫りになってきた3年目でございます。

その中で35ページ、2番の派遣の関係ですが、市町相談会の派遣としまして本年度は3件、2自治体にメンターを派遣しております。それぞれペアレントプログラム研修を市町が行っている中で、終了後のフォローアップの座談会ということでメンターさんを招いていただいて、親御さんとの意見交換を行っております。この他、児発事業所の保護者会等に出前相談会を提供しています。このことによって市町が家族等支援事業の機能とか役割ということを認識していただけることを期待しているところでございます

最後36ページ、ピアサポート事業関係です。ピアサポートというと当事者間同士の相互の集まりや関係の場という理解がありますが、本事業におきましては成人期の居場所を支援する支援者に対して研修を提供するというので、先ほども少し触れましたけれども、地域活動支援センターに対して調査を行いました。それを踏まえまして、発達障害者の居場所支援ニーズを把握していると回答した5市町の担当課に対してヒアリングを実施しております。その中で市町の担当課は発達障害のある方の居場所について、地活センターの活用ができないかという思いも少なからずある中で、どんなアプローチができるのかという課題を確認をしているところです。その上で(2)になりますが、支援者養成研修は今年度、先ほども少し触れましたが、社会福祉協議会の居場所事業と社会福祉法人が運営する地域活動支援センター並びに相談支援事業所に対して具体的な特性の理解ですとか、居場所展開を実施していくための具体的なプログラム提案を皆で考えるという研修を提供しております。また、やりっぱなしにならないように研修実施した機関に対しては、訪問によるフォローアップということで成人期以降の居場所支援の広がりを今後また高めていければと考えているところでございます。

中西部発達障害者支援センターの今年度実践の報告とさせていただきます。

(高貝会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見等いただきたいと思
います。何かご意見あるいはご質問がございましたら、お願いいたします。

(小野委員)

湖西市には出向いてサポートされてるということですけど、どれぐらいそう
いったサポートされているのですか。

(櫻井委員)

本年度は5回訪問しております。

(小野委員)

湖西市はちょっと離れているので大変だと思うのですが、浜松市発達障害
者支援センターの方でも委託とかいう形でなにかできると湖西市の方も、中西
部発達障害者支援センターの方もお互いに楽かなと思ったりしましたが、なか
なかそううまくいかないですよ。

(石田障害者支援局長)

(首を横に振る)

(高員会長)

その他いかがでしょうか。

(津田委員)

24 ページのところで、特に中西部さんは Q-SACCS を活用した支援体制を以前
から言われていますが、Q-SACCS を活用した地域体制によって、どんな効果が出
ているのか、今どんな問題や、これから行うべき対策などが整理できたのか、そ
の辺りをお聞きはしてるのですけれども、よくわからないところがありますの
で少し説明をしていただければと思います。

それからもう一つ、25 ページの好事例で記載をしていただいている「地域が主
体的にサポートする体制を構築し、後方支援にシフトする」の部分は地域が主体
的にサポートする体制ができていなかったということですかね。何ができてい
なくて、どうサポートしていただいて、地域にどういった体制ができたのがよく
わからないと思いました。ご本人が辛い状態となっていたので支援をすると

ということですが、つらい状態となっていた背景や原因など、その辺が整理ができて、こうしていこうという取り組み方針など、よく見えなかったのもそのあたりがどうなっていくのか。困難事例の方もそうなのですが、なぜそういうことが起きているのかという原因を整理して、取り組み方針をを発達障害者支援センターさんにはアドバイスをしていただけるとありがたいと思うのですが、その辺りについて少し補足をしていただければありがたいと思います。

(櫻井委員)

まず Q-SACCS につきましては、シートを各市町の保健・福祉・教育という関係各課、縦割りの行政体制が一堂に会しながら、我が市町の発達支援のシステムがどんなものかを見える化するという作業を行いました。その中での効果が社会資源や繋ぎ、市町によるいわゆるバイパス機能の見える化です。そういったものを例えば地域の発達支援コーディネーターの研修の機会の中で、シートを活用しながら、それぞれの現場の人たちがどういう繋ぎがあって今ここに立っているのかや、その先にどういう繋ぎがあるのかということ研修の機会を活用しているという効果がございます。

この他ある自治体では母子保健の体制を見える化する中で、検診の際の評価尺度が十分機能していないことが見えたことによって、評価尺度取り入れながら、母子保健の体制から次の療育にムズに繋がる流れやフローを独自のワーキングとして設置をして検討を進めていることがございます。当センターは広域でそういったものを提供しておりますので、各市町の好実践をそれぞれの自治体の中でも紹介していただきながら、各自治体にフィードバックするという形で活用している状況でございます。

続きまして事例に関してですが、まずは相談者がお住まいの福祉事務所で場所を借りて、私どもと面談を重ねてきました。地域の事業所から発達障害に対する理解や特性の対応に不安があるというご意見をいただいた中で、時間をかけながら段階的に、当センターとの面談の中に事業者にも同席していただき、本人の発信するニーズの整理や本人の特性をどう捉えてどう返すといいかということも一緒に行いながら、少しずつ事業所の体制を強化していきながら繋げていきました。

(津田委員)

地域の支援の状態が見えてきたということですが、先ほどのお話で事業所さ

んがよくわかっていないので消極的だったというお話がありまして、その事業所が地域にあるかどうかということ以上に大事なこととして、発達障害についてわかっている事業所さんがあるのかが結構大事だと思うのですが、このことは見えてきているのでしょうか。

(櫻井委員)

おっしゃるとおり、資源があればいいという状況ではなく、そこがどう機能しているか。Q-SACCSでは、繋ぎの機能を見える化できますが、質の担保についてはまだまだ課題があると認識をしております。

繋ぎに関しては、協議会等を活用しながら、例えば架空事例を使って、実際にそれぞれの自治体の単位の中でケースを適切に繋いでいけるか、情報や支援が連携されているのかという評価体制を今後一層進めていく必要があると思っております。事業所があれば良いというものではないという認識は持っているところです。

(津田委員)

質が大事ですので、是非よろしく願いいたします。

(高木委員)

ピアサポート支援者養成研修やピアサポーター養成研修とか、ピアサポートという言葉が使われているのですが、発達障害に関して当事者がサポーターになる研修というのはされているのでしょうか。その当事者がペアでサポートするような、実際にそういうサークルや居場所も作られているのかを教えてください。

(櫻井委員)

まず本県の家族等支援事業のピアサポート事業に関しましては当事者を養成するというものではございません。当事者の居場所を支援するスタッフの研修ということでございます。そのため、当事者が当事者同士でサポートするような研修は本県においてはまだないという状況です。

一方でその当事者の方が集まる場や出会いのサークルに関しましては、静岡市、浜松市では当事者の団体が各自でやっているという状況を把握していますが、一つの組織や団体の集まりにセンターとしてコミットすることが難しい状

況でございますので、実際に当センターにご相談していただいている相談者同士を繋ぐという事はできますが、地域のそれをバックアップすること自体はまだそこに至っていないという状況でございます。

(高貝会長)

議論は尽きませんが、お時間の都合上、次の議題に入りたいと思います。櫻井委員、ご報告いただきありがとうございます。引き続き家族支援の取り組みや市町と連携した地域の支援体制の構築を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは次の議題に入りたいと思います。報告事項としまして、①第1回静岡県発達障害者支援地域協議会後のご意見への回答、②令和5年度市町発達障害者支援体制状況調査の結果報告、③第7期静岡県障害福祉計画及び第3期静岡県障害児福祉計画について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の前田と申します。よろしくお願い致します。

資料37ページをご覧ください。こちらが第1回静岡県発達障害者地域支援協議会後のご意見ということで、当協議会の後にですね、第1回で出た協議テーマ以外のテーマに関する関係各課の回答につきまして、改めて委員の皆様へ照会したものでございます。それに対する委員の皆様からのご意見と関係課からの回答になります。

では1番目です。インクルーシブ教育ということで、吉澤委員からご意見をいただいております。発達障害者に係るインクルーシブ教育で周囲の発達障害に関する正しい知識や理解の促進を求め、発達障害者個々の特性に応じた一人一人のサポートや人員体制、環境整備と想定される対応について、現段階で具体的に検討されていることなどがございましたら教えていただきたいというものでございます。

こちらにつきまして、義務教育課と特別支援教育課からそれぞれ回答いただいております。社会的包括というより広い視野で見れば児童生徒の周囲にいる者が障害等の特性を多様性として理解することや、子ども同士が良好な人間関係を築く力を高めていくことが重要になると認識しています。このため教職員が児童生徒に対して、日々の学習や生活を通じて自己理解や他者理解をより深めるための取り組みを進めていくために、学校での円滑な関係構築のための手

引書である人間関係作りプログラムの改訂作業や通常学級担任および特別支援教育コーディネーターを対象とした研修等を実施してまいりました。また発達障害を有し、通常の学級に在籍する児童生徒の学習等を計画的にサポートする学び方支援サポーターを引き続き配置し、特別な教育的支援の充実を図ってまいります、ということでございます。

38 ページをご覧ください。こちらでもインクルーシブ教育について水口委員からいただいております。ある程度以上の障害をお持ちの子どもへのインクルーシブ教育は、十分な支援体制がとれなかったり、本人の特性からどうしても馴染まない場合があるため、その場合は、本人にとっても個別対応が望ましいと思いますが、現状の線引きをできる限り下げしていく取組が必要ではないかと考えます、という回答でございます。特別支援教育課から、先ほどと同じくワーキンググループを立ち上げているとの回答をいただいております。

同じく、専門のかかりつけ医の連携について水口委員からいただいております。次期保健医療計画に下位3分の1の「医師少数県」からの脱却のための人口10万人当り医師数の目標が示されるようですが、発達障害の専門医の確保にもご尽力をお願いします、ということでございます。こちらにつきましては障害福祉課から、発達障害の診療対応が可能な医師を養成するため、かかりつけ医と発達障害対応力向上研修や発達障害診療医師養成研修（陪席研修）を継続的に実施いたします、ということでございます。同じくこども家庭課から、浜松医科大学において寄附講座を実施し、児童青年期精神医学の診療能力を有する医師の養成等を行うとともに、養成された医師の県内定着による、児童精神科医療の地域偏在の解消解消に努めております、ということでございます。

同じく39 ページ、発達障害者支援センターの増設について、発達障害者の相談は、市では障害福祉課所管の基幹障害者相談センター等で相談を受けていますが、医師がいがないため、専門的な見地検知からも相談できる県発達支援センターに相談される方が多いのではないかと思います。現状では予約が大変混んでいるようですので、人員増等、機能強化をご検討ください、ということでございます。こちらにつきましては障害福祉課から、発達障害者支援法の趣旨を鑑み、発達障害者支援センターでの広域的又は専門的な技術的助言や各種研修等の開催による人材養成等を通じて、市町の基幹相談支援センター等で専門的な支援が行えるよう引き続き後方支援を行ってまいります、ということでございます。

最後に福祉施設からの福産品購入促進について、こちらでも水口委員からいただいております。静岡県の物品調達方針を、例えば東京都のように、より積極的

な方向に見直しをしていただけると、追随する市町も出てくるかと思っておりますので、ご検討をお願いします、というところであります。こちらにつきましては障害者政策課から、県では、優先調達を一層推進するため、令和5年度から、県として特に重点的に取り組む事項を定めて全庁に周知をしています。令和6年度からは、こうした取組を市町にも参考として情報提供し、積極的な調達を後押ししていきます。ということでございます。

以上になります。

(事務局)

障害福祉課の中西と申します。

市町の支援体制について御報告をさせていただきます。資料は40ページになります。令和5年度市町発達障害者支援体制状況調査の結果報告になります。毎年厚生労働省より各市町の発達障害者支援の体制状況調査の依頼がありまして、県では発達障害者支援センターの助力を受けまして、県独自の調査項目を加えた上で調査を実施しております。主な本県の独自調査項目としまして、太枠で囲った項目と、裏面にあります社会資源の内容になります。質問項目別の市町数につきましては、平成30年度の調査時との増減を記載させていただいております。また、地域の社会資源につきましては、障害福祉圏域別に市町が把握している福祉事業所数を記載するとともに、発達障害を診療等可能な医療機関調査結果を記載させていただいております。

調査の結果としましては、地域により状況は様々ではありますが、平成30年度の結果と比較できる項目に関しては市町数が増加しておりまして、少なくとも外形的な体制整備につきましては、進捗があることが伺えます。お住まいの市町に関わらず等しい支援が受けられるようにするためにも、各自治体において、近隣市町の良い面を取り入れていく姿勢が求められます。この調査結果は、市町別の詳細なデータがありまして、市町へ共有をしておりますので、市町の支援体制の整備に向けた取組に資することができればと考えております。

この項目については以上になります。

(事務局)

障害者政策課の山田でございます。

お手元の資料の42ページをご覧ください。資料3の3、第7期静岡県障害福祉計画及び第3期静岡県障害児福祉計画の策定について説明いたします。

11月に開催しました第1回の本協議会では、計画の位置づけや策定方法、策定スケジュール等について説明をさせていただきました。計画に記載される指標等につきましては、国が示した基本指針に即して定めることとされておりまして、またそれぞれの指標の数値については、基本的には市町の計画に記載される数字の積み上げが圏域の計画や県の計画に反映されることとなっております。

42ページ、2計画の概要、(2)主な内容をご覧ください。障害児の関係で言いますと表の一番下になりますが、障害児支援の利用者数。これは児童発達支援や放課後デイサービスといった障害児の通所支援のサービス、それから障害児の入所支援のサービスの利用者数を差し込んだものですが、市町の計画の積み上げの結果、あるいは8年度の計画比は2万270人となりまして、令和4年度時点と比べ約1.3倍となっております。今後も一層の増加が見込まれるところでございます。

資料43ページをご覧ください。今申し上げました指標の他、(5)障害児支援の提供体制の整備等にありまして、児童発達支援センターを設置する市町の数や、医療的ケア児のコーディネーターを配置する市町の数等を設定しているところでございます。

42ページにお戻りいただきまして、(3)スケジュールをご覧ください。計画の原案作成後、本年1月26日から2月22日にかけてパブリックコメントを行いました。現在いただいている意見を精査しているところでございまして、その結果を踏まえ、最終の計画案を確定し、3月28日に開催を予定しております静岡県障害者施策推進協議会、こちらでご承認をいただき、計画を公表させていただく予定となっております。

私からは以上でございます。

(高貝会長)

ありがとうございました。以上3点を事務局からのご報告をいただいたところであります。この報告に関しまして、委員の皆様からご意見ありましたら、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

(小野委員)

数の報告に、浜松市、静岡市は含まれているのでしょうか。

(事務局)

この調査は国が県と政令市で別々に調査を行っていますので、政令市は数に含まれておりません。

(小野委員)

参考に政令市も掲載いただけると良いと思いました。

(津田委員)

37 ページで教育関係、インクルーシブ教育のことについて触れていただきまして、極めて大きな話題になる部分ですが、いろいろ見せていただきましてインクルーシブ教育は確かに周り方の理解がとても大事なことなのですが、まだ先生方から当事者の子どもへの適切な支援が上手くいっているかどうか、その辺の問題がありまして、学校の中における合理的な配慮だとかですね、一人一人に合った支援をしていくというところを少し力を入れることが必要じゃないかなとに思います。

それから 39 ページでございます。これは後の方にも関係してくるのですが、市町の基幹相談支援センター等で専門的な支援が行えるよう引き続きということで記載がされているのですが、相談に乗ってくれる機関がたくさん増えているのですね。例えば就労であればそういう機関がありますし、昔と比べますと大変機関が増えております。事業所として増えております。そこも専門機関という位置づけで増えているのですね。相談に来たら自分のところは専門機関でございまして、よくわからないけども、ある程度対応されるところが増えてくるのではないかとこのことを心配しております。よく考えるとそんなに専門的な知識がない部分があるのですね。重層的な支援体制ということでワンストップで相談をしたら、誰でも受けて対応しなさいという動きが見えるのですが、発達障害系については個々のところがまだ専門性がないので、各機関がやってみてわからないとか、難しいということがありましたら、支援センターに相談するとか入ってもらおうとか、必要な医療機関に入ってもらおうとか、やはりそこに繋げていけないといけない。4月ですと保健師さんが専門家という位置づけで相談乗っておられるんですね。集団が苦手な子どもさんに、早くから集団に入って練習してたらいいよと言われる方もいらっしゃるのですよね。やはりそのあたりですね、1人1人に応じたことをしないといけないのですが、相談支援体制の中で少し私、心配をしております。

それから 43 ページのところですね、福祉施設から一般就労への移行という

ことで記載がされておりました、国の方針としてはこれじゃないのですよね。国の方針としては、施設に入ってる人はグループホームへと、どんどんどんどん方針と支援がそうなるわけでありませうけれども、しかし現実ですね、当事者の方に合った支援が受けられてないという実態もございますので、この辺りの国の方針ということと実際に無理をさせない、無理をさせるとですね、結果として悪化してしまう方が今も時々出てくるのです。ですからこういうことを進めるということは国の方針として理解をしておりますけれども、是非ですね無理をさせないということをやっていく必要があるのではないかと思いますので、その辺の配慮を是非していただきたいなと思っております。

以上です。

(高貝会長)

ご意見ありがとうございます。議論が尽きないところで心苦しいのですが、時間の関係もございますので次の議題に移りたいと思います。

報告事項の④保健医療計画（うち発達障害関係分）、⑤強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実、⑥令和5年度発達障害児者支援関連事業報告・令和6年度予算について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

44ページをご覧ください。医療保健医療計画のうち、発達障害関係部になります。こちらにつきましては、第1回の協議会におきまして、委員の皆様へ素案のご承認をいただいたものから、その後の保健医療計画に係る全体の審議会等において意見をいただいて、一部文言等を修正したのになります。修正した箇所につきましては下線を引かせていただいております。

まず1ヶ所目の修正箇所ですが、44ページ発達障害に対する医療の関わりについての修正であります。こちら元々はですね、保健予防的な側面として、検診でのスクリーニング、との文言だったのですが、もう少し具体化した方がいいのではないかとということで乳幼児健診ということで文言を加えております。

続いて45ページになります。真ん中のところまでですね、発達障害等の専門的な治療を行う医師が、ということですが、元々は発達障害専門医というものを使っていたのですが、その言葉の定義が曖昧ではないかという指摘を受けましてこちらの表現に変えさせていただいております。

同じく、その下のペアレントメンターという言葉があるのですが、こちらにつ

きましても文言が一般的ではないのではということで、欄外の一番下に注釈を加えさせていただいております。

49 ページ、50 ページにグラフがあるのですが、1 医療機関当たりの人口につきまして人口統計の数値が今年の 12 月に更新されたことを受けて数値を一部更新しております。

なお、前回の協議会におきまして、小野委員からロジックモデルを使った発達障害支援の目指すべき姿などの明確化をした方がいいのではというご意見をいただいております。すみませんこちらにつきましては、日程上今回の計画では反映はいたしません、次回以降の計画でご指摘を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

保健医療計画については以上になります。

(事務局)

続きまして、厚労省の行動障害を有する障害者支援体制の拡充ということで資料の 52 ページをご覧ください。強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実です。新たに国が行う研修がありますのでご報告します。

強度行動障害ですが、自傷行為などが著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になります。そのため、支援者向けに県や県が指定した法人が「強度行動障害支援者養成研修」を行っております。令和 5 年度までの県内の受講者数は令和 5 年度分が集計中の部分もあり正確な数字ではありませんが、基礎研修で約 4,500 人、実践研修で約 2,500 人が受講しています。この研修の内容は国が示しているカリキュラムに沿って実施しています。

次のページです。この研修の課題ですが、学んだ支援の知識が、現場での実践につながっていないことがあげられます。要因として①の PDCA が対象者の QOL 向上結果に結びつくまでやりきれていない、②の管理者の理解や、報告・相談の仕組みができていないことがあげられています。

この要因を解決できるような人材育成を行う「中核的人材養成研修」を令和 6 年度から国が実施する予定であり、将来的には都道府県でこの研修を実施する体制を整備する予定とのことです。

次のページです。この研修を受けた者を「中核的人材」として、ポンチ絵の中のところに位置づけています。中核的人材が作成したサービス等利用計画の策定を通して強度行動障害を有する者を支援していくこととなります。

次のページです。実際の研修の構成ですが、事業所での実践と研修を繰り返す

研修となっており、課題となっていた対象者のQOL向上の結果に結びつくまでやりきる体験が乏しい、を解決するような研修となっています。

次のページです。研修の募集要件です。左側の受講者欄ですが、強度行動障害支援者養成研修の実践研修を終了している者や、直接的な支援を行っている者などがありますが、下から2番目が特徴的で、事業所の所属長が一部の研修に参加することになっており、研修を受けた者だけでなく、事業所全体で理解を進めて欲しいという研修の趣旨をよく表している要件だと思っています。

ページ戻りまして、54ページをご覧ください。ポンチ絵の一番下に「広域的支援人材」という新しい人材もいます。この人材は中核的人材を支援する人材で、状態が悪化したケースを集中的に支援する役割となっております。この広域的支援人材を養成する研修は今後実施する予定だそうですが、いつ行うかは現時点で不明です。

次に資料57ページになります。中核的人材や広域的支援人材はただ養成するだけではなく、事業所に加算がつきます。例えば左上の①、上から6番目の○になります。生活介護・施設入所支援・短期入所、共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて、中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する、や、右上の②の点線の枠の部分ですが、集中的支援加算の部分です。加算となることで、事業所における強度行動障害を有する者への支援体制の充実を図る、というものです。

国の新たな研修については以上となります。

(事務局)

次に58ページになります。発達障害児者支援関連事業報告として、県の令和5年度予算の実績と令和6年度予算になります。

令和5年度は体制整備、人材養成、連携強化を目的に9事業を実施しています。令和6年度も引き続き実施させていただきます。

令和5年度の事業ですが、一番上は発達障害者支援センター運営で本日東部、と中西部発達障害者支援センターから報告した内容となります。

その下の発達障害者支援コーディネーターですが、本日オブザーバーとして参加されている6名を県内に配置しまして、相談支援や地域の体制整備を支援いただきました。

その下の東部地区における陪席研修では、伊豆医療福祉センターさんに委託して陪席研修を実施していただきました。

その下のかかりつけ医等対応力向上研修ですが、東部発達障害者支援センターさんに協力いただきながら実施しまして、筑波大学名誉教授の宮本信也先生に小児科医師向けの基礎的な研修を行っていただきました。

その下の自閉症支援講座、トレーニングセミナーですが、東部発達障害者支援センターさんに研修を委託しており、主に支援者向けの研修を実施しています。

次にその下にあります、ペアレントメンター養成等とピアポート支援者養成ですが、これは中西部発達障害者支援センターさんに委託して実施しまして、本日の中西部発達障害者支援センターさんの資料の中では「家族等支援事業」という名称で報告いただいています。

最後の発達障害者支援地域協議会等ですが、これは本日開催しています協議会のことです。

令和6年度も5年度とほぼ同様に実施する予定でいまして、予算額としては全体で約44万円の増となっています。報告は以上となります。

(高員会長)

本来ならば今のご説明についてご意見ご質問をいただくべきなのですが、予定の時間を超過しているところでございます。後ほど事務局からのアナウンスがあると思うのですが、ご意見等ございましたら障害福祉課にメールをするという形とさせていただきたいと思えます。

では、本日の議事については終了いたしましたので、この後の進行は事務局へお返しいたします。

(事務局)

高員会長、委員の皆様ありがとうございました。最後に事務局から4点、連絡がございます。

1点目ですが、本日、時間の都合で十分に御意見を伺うことができなかったところもあったかと思えます。御意見などありましたら、申し訳ございませんが、障害福祉課あて、メールにて送付いただきますようお願いします。

2点目ですが、会議の冒頭にてお話しさせていただいたとおり、本会議の議事録や資料についてはホームページで公開いたします。ついては、議事録案を事務局で作成し次第、委員の皆様にご確認について、メール依頼を行いますのでご承知おきください。

3点目ですが、委員のご就任につきましては、令和5年度末、今月末までの任

期でお願いをしているところです。次の期間も、令和6年度から令和7年度までの2年間でお願いしたいと考えております。つきましては、差し障りがございませんようでしたら、次期につきましても、引続きご就任いただきたく、あらためて御依頼をさせていただきたく存じます。

最後になります、4点目ですが、来年度の協議会についてです。発達障害者支援センターは令和2年から事業を開始し、令和6年度に現契約が終わります。令和7年度以降の契約に向けて、令和6年度から委員になる方々にご意見等伺う予定ですので、ご承知おきください。

それでは、これで、本日の協議会を終了いたします。ありがとうございました。